最終更新日：2019年11月29日

株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正
問合せ先：取締役 グループ上席執行役員 CFO 岡崎 健
証券コード：9983
http://www.fastretailing.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

「服を変え、常識を変え、世界を変えていく」というコーポレートステートメント（企業理念）を掲げるファーストリテイリングは、「世界No.1のアパレル情報製造小売業」を目標とした事業拡大をめざしています。また、事業と両輪でサステナビリティ活動を推進することで、より良い社会の実現に貢献していきます。

これを実現するために、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に努めています。当社は監査役制度を基礎とし、取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しています。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と業務執行の機能の分離を図り、迅速な経営判断・業務執行を行っています。このほか、取締役会の機能を補完するために、人事委員会、サステナビリティ委員会、開示委員会、IT投資委員会、コードオブコンダクト委員会、企業取引倫理委員会、リスクマネジメント委員会、指名報酬アドバイザリー委員会、および人権委員会を設け、それぞれの委員会の目的を果たすべく迅速でオープンな討議・決定を行っています。これらにより、お客様、取引先、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからのご要望に応えていきます。

従業員の行動規範として制定した「ファーストリテイリンググループ　コードオブコンダクト」に基づく行動を全社員が実践し、また、内部統制システムの適正な運用にも継続的に取り組み、コーポレートガバナンスの強化に努めます。

各種委員会の役割、活動内容、活動状況は以下のとおりです。

人事委員会
社外取締役を委員長として、ファーストリテイリンググループの重要な組織変更や人事制度の改定などについて随時討議し、取締役会へ意見・提案を行います。2019年度は4回開催しました。

サステナビリティ委員会
サステナビリティ方針、サステナビリティレポートの作成・公表、環境保全、社会貢献活動、コンプライアンス、ダイバーシティ（多様性）などについて討議し、方向性を決定します。委員長はサステナビリティ部門責任者が務め、委員として社外の有識者や監査役、執行役員などが参加しています。2019年度は4回開催しました。

開示委員会
東京証券取引所（東証）への情報開示責任者を委員長とし、事業や財務状況の「適時、公正で公平かつわかりやすい情報開示」による経営の透明性を高めることを目的に、委員会を開催しています。東証・香港証券取引所への適時開示事項、および株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断された場合の任意開示事項の決定も行っています。2019年度は15回開催しました。

IT投資委員会
情報システムの業務改革を推進するために、最適なIT投資について審議、アドバイスを行っています。具体的には、個別案件の投資効果、外部専門機関によるIT投資予算の妥当性などを検証しています。委員長は代表取締役が務め、委員及びオブザーバーとして社外の有識者や社外取締役、執行役員などが参加しています。2019年度は10回開催しました。

コードオブコンダクト委員会
ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト（FRコードオブコンダクト）の違反事例について解決策を検討し、改善を図っています。また、役員・従業員へのFRコードオブコンダクトの啓発活動についての助言、及び及び社内通報システム（ホットライン）の運用へのアドバイスを行っています。委員長は法務部門責任者が務め、委員には弁護士資格を有する社外監査役などが参加しています。2019年度は11回開催しました。

企業取引倫理委員会
優越的な地位を利用してお取引先企業（生産工場、納入業者など）に不当な圧力をかけるといった行為を、未然に防止することを目的としています。外部の専門機関による実態調査や取引先へのアンケート結果などに基づき、担当部署への助言、勧告を行っています。委員長はサステナビリティ部門責任者が務め、委員として監査役（社外監査役を含みます）、執行役員などが参加しています。2019年度は12回開催しました。

リスクマネジメント委員会
事業活動に潜むリスクを定期的に洗い出し、重要リスクの特定とその管理体制の強化を図るため、事業への影響度・頻度などを分析・評価し、リスクの高いものから対応策が議論され、発生前の牽制を行うことをめざしています。委員長はグループCFOが務め、委員として社外取締役、執行役員などが参加しています。2019年度は9回開催しました。

指名報酬アドバイザリー委員会
任意の機関として、取締役および監査役候補の要件・指名方針、取締役の報酬の決定方針、最高経営責任者（ＣＥＯ）の要件、サクセッションプランなど、ファーストリテイリングのガバナンスに関する重要事項を討議し、取締役会に助言します。委員長は、取締役会で指名された取締役が務め、委員の過半数は独立社外役員（取締役及び監査役）となっています。2019年度は1回開催しました。

人権委員会
社外有識者を委員長として、人権デューディリジェンスの実行についての審議やアドバイスを行います。2018年に策定されたファーストリテイリング

グループの人権方針に基づく人権尊重の責任が果たされ、業務が適正に行われるように、業務執行部門への助言や教育啓発活動を行っています。また、勧告及び監督の責任も担い、人権侵害が起こった場合には調査し、救済措置を取ります。2019年度は8回開催しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4－11】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社の取締役会は、年齢、性別及び社内外を問わず、当社の経営戦略に特に必要とされる国際性並びに各分野の専門的な知識、経験及び能力を有するメンバーでバランス良く構成しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、「株式会社ファーストリテイリング コーポレートガバナンス」（以下「当社方針」とします）として開示し、次の当社ホームページに掲載しております。
日本語：https://www.fastretailing.com/jp/about/governance/corpgovenance.html
英語：https://www.fastretailing.com/eng/about/governance/corpgovenance.html

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、当社方針のうち、それぞれ、次の項目を参照ください。
【原則1-4】：当社方針「当社グループが保有する株式について」
【原則1-7】：当社方針「関連当事者間取引の方針」
【原則3-1】：当社方針「コーポレートガバナンスの考え方」及び「取締役・監査役及び執行役員の指名・報酬等について」
【補充原則4-1-1】：当社方針「取締役会について」
【原則4-9】：当社方針「独立社外取締役について」
【補充原則4-11-1】：当社方針「取締役・監査役及び執行役員の指名・報酬等について」
【補充原則4-11-2】：当社方針「取締役会について」
【補充原則4-11-3】：当社方針「取締役会について」
【補充原則4-14-2】：当社方針「取締役会について」
【原則5-1】：当社方針「株主の皆様との対話」

なお、原則2-6については、以下のとおり開示いたします。
【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社には、企業年金基金制度はありません。従業員の資産形成のため、確定拠出年金制度（401K）を採用しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
柳井　正	22,037,284	21.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	21,012,600	20.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,430,944	11.20
TTY Management B.V.	5,310,000	5.20
柳井　一海	4,781,808	4.69
柳井　康治	4,780,737	4.68
有限会社Fight&Step	4,750,000	4.65
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,800,200	3.72
有限会社MASTERMIND	3,610,000	3.54
柳井　照代	2,327,848	2.28

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
半林 亨	他の会社の出身者								△			
服部 暢達	学者								△			
新宅 正明	他の会社の出身者								△			
名和 高司	他の会社の出身者						△					
大野 直竹	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半林 亨	○	前田建設工業㈱顧問 日本国際貿易促進協会顧問	総合商社であるニチメン株式会社(現・双日株式会社)、双日ホールディングス株式会社(現・双日株式会社)の代表取締役として長年にわたり経営に携わってきたことから、アパレル小売業界全体の動向に精通しています。候補者の豊かなグローバル感覚とすぐれた経営者としての経験と知識は、当社にとって大変に貴重なものであります。これらのことから、当社の社外取締役に就任するにふさわしいと判断し、選任しました。

服部 暢達	○	早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 フロンティア・マネジメント㈱社外監査役 ㈱博報堂DYホールディングス社外取締役 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授	米国の大手投資銀行であるゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーニューヨーク本社のマネージング・ディレクターとして、日本におけるM&Aアドバイザリー業務を統括してきました。その経験から、M&A・企業価値評価などを専門に研究しています。資本市場における企業のあり方についても造詣が深く、早稲田大学大学院と慶應義塾大学大学院の客員教授を務めています。それらの知識は当社にとり有益であると判断し、選任しました。
新宅 正明	○	公益財団法人スペシャルオリンピックス日本参与	米国系の情報システム会社である日本オラクル株式会社でトップを務めた経験をもち、経営に関して豊富な知識と経験を有しています。また、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本の参与を務めるなど、幅広い活動も行っています。当社の成長戦略に関する客観的な助言や、ユニクロがオフィシャルパートナーを務めている障がい者スポーツ分野への造詣の深さなど、当社にとって社外取締役に就任するにふさわしいと判断し、選任しました。
名和 高司	○	一橋ユニバーシティビジネススクール国際企業戦略専攻客員教授 ㈱ジェネシスパートナーズ代表取締役 NECキャピタルソリューション㈱社外取締役 味の素㈱社外取締役	米国系の戦略コンサルティング会社であるマッキンゼー・アンド・カンパニーでのコンサルティングや、一橋ユニバーシティビジネススクールの国際企業戦略専攻での客員教授の経験を通し、国際企業戦略に関する豊富な知識と見識を有しています。ESG関連への造詣も深いことから、サステナビリティ委員会の委員として大きな貢献が期待されます。また、会社のグローバル経営、ダイバーシティ・マネジメントなどに対しても貢献が期待できると判断し、選任しました。
大野 直竹	○	大和ハウス工業㈱特別顧問	国内の建設業最大手である大和ハウス工業株式会社で代表取締役社長を務めた経験をもち、経営に関しての豊富な知識と経験を有しています。グローバル市場で、ユニクロとジーユーの出店を加速していくことをめざしている当社にとって、候補者のすぐれた経営者としての経験と知識は大いに役立つものであります。これらのことから、当社の社外取締役に就任するにふさわしいと判断し、選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬アドバイザリー委員会	5	0	1	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬アドバイザリー委員会	5	0	1	2	0	2	社内取締役

補足説明 更新

ガバナンスを強化することを目的に、任意の機関として、2019年8月に指名報酬アドバイザリー委員会を発足しました。この委員会は、取締役および監査役候補の要件・指名方針、取締役の報酬の決定方針、最高経営責任者（ＣＥＯ）の要件、サクセッションプランなど、ファーストリテイリングのガバナンスに関する重要事項を討議し、取締役会に助言します。委員長は、取締役会で指名された取締役が務め、委員の過半数は独立社外役員（取締役及び監査役）とすることで、討議内容の客観性や妥当性をより強化しています。2019年度は1回開催しました。

なお、委員の構成は、社内取締役1名、社外取締役2名、社内監査役1名、社外監査役1名となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数 更新	7 名
監査役の人数 更新	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において四半期、通期の決算毎に、会計監査人より、監査体制、監査計画、並びに決算を含む監査実施状況の報告を受け、質疑応答や討議を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況
当社監査部より監査役会に対し、年度や長期の監査計画や監査体制を報告し了承を得ているほか、グループ企業の監査実施内容を適宜報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安本 隆晴	公認会計士													
金子 圭子	弁護士													
樫谷　隆夫	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安本 隆晴	○	安本公認会計士事務所所長 ㈱リンク・セオリー・ジャパン監査役 ㈱ユニクロ監査役 アスクル㈱社外監査役 ㈱FRONTEO社外監査役	公認会計士としての高い専門的知見と豊富な経験に基づき、監査役会をはじめとしてサステナビリティ委員会、企業取引倫理委員会において、積極的に提言や指摘を行っています。特に当社が大企業に成長する過程で直面したさまざまなリスクへの警告、「正しいことを実践する企業姿勢」を貫く経営者への提言などの実績が数多くあります。今後もグローバルに事業拡大していく当社グループにとって、新たなリスクへのアドバイスをいただくことは有益だと判断し、選任いたしました。

金子 圭子	○	アンダーソン･毛利･友常法律事務所パートナー ㈱ユニクロ監査役 ㈱朝日新聞社社外監査役 （株）ダイフク社外取締役	弁護士として高度な専門性を有して活躍されています。その実績･識見は社内外に高く評価され、当社の監査役会をはじめとして人事委員会やコードオブコンダクト委員会において、活発な意見提言を行ってきました。特に当社のガバナンスに資する意見提言や指摘は貴重であり、引き続き高い専門性と独立性を活かして、社外監査役としての役割を果たしていただくことが当社グループにとって有益であると判断し、選任いたしました。
樫谷　隆夫	○	樫谷公認会計士事務所所長 ㈱ブレイン･コア代表取締役社長 ㈱エフ･ピーブレイン代表取締役社長 日本貨物鉄道㈱社外取締役	公認会計士･税理士としての高い専門的知見と豊富な経験をもち、民間企業の社外取締役や政府関連の各種委員を務めるなど、多様な分野で活躍をしています。事業の持続的な成長とともに会計コンプライアンスを重視している当社にとって、候補者の幅広い経験と知識は大変に貴重なものであります。当社の社外監査役に就任するにふさわしいと判断し、社外監査役候補者に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	8 名

その他独立役員に関する事項

取締役会は、重要な意思決定を行うとともに、代表取締役と執行役員の業務執行を監督する機能を果たしています。
過半数の社外取締役を選任することにより、広い分野から専門性が高く客観的な助言を得ています。
半林亨氏は長年大手総合商社のトップであったことからアパレル小売業全体に精通しています。
服部暢達氏は米国大手投資銀行での経験を経て、現在は早稲田大学大学院の客員教授と慶應義塾大学大学院の特別招聘教授も務めており、M＆Aの専門的な知識を有しています。
新宅正明氏は米系情報システム会社のトップであったことから、グローバル企業の経営に精通しています。
大野氏は国内建設業最大手会社で代表取締役を務めた経験をもち、経営に関して豊富な知識と経験を有しています。

2019年8月期に開催された取締役会では、年度予算や決算の承認をはじめ、「役員人事の承認」、「ユニクロ米国事業」、「有明プロジェクト」等について討議しました。2019年8月期は13回の取締役会を開催し、取締役の出席率（各取締役の平均）は99.1%でした。

監査役の役割は、取締役の職務の執行を監督することにあります。また、監査役は委員もしくはオブザーバーとして各委員会に出席し、
議事についての妥当性･適法性･適正性を確認するとともに、助言･提言を行っています。
監査役会は6名で構成され、うち3名が社外監査役です。社外監査役の安本隆晴氏および樫谷隆夫氏は公認会計士、金子圭子氏は弁護士であり、それぞれの立場から専門的かつ客観的な意見を述べています。

2019年8月期に13回開催された取締役会への監査役の出席率（各監査役の出席率の平均）は100%、12回開催された監査役会への出席率は100%でした。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役以外の取締役（社内取締役）に対し、固定報酬に加えて業績連動報酬を支給します。業績連動報酬は、短期業績連動報酬と長期業績連動報酬で構成されます。このうち、短期業績連動報酬は、目標管理制度に基づく1年間の業績評価を、所定の短期業績連動報酬テーブルに照らして支給金額を算出します。長期業績連動報酬の1/3に相当する分は、自社株連動型報酬であるファントム･ストックとして付与されます。ファントム･ストックは当社の株価と連動した現金決済型の報酬であり、付与日から3年後に自動的に行使され、行使日時点の当社の株価に基づく相当額の現金が支給されます。長期業績連動報酬の2/3に相当する分は、定量目標及び定性目標からなる目標設定後3年間の担当事業の業績を評価し、当該評価を所定の基準表に照らして現金で支給されます。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

＜役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額と対象となる役員の員数＞

単位:百万円

対象人数	会社区分	報酬等の総額	基本報酬	短期業績連動報酬	長期業績連動報酬
社内取締役	4名	提出会社	541	334	207	ー
		連結子会社	126	93	33	ー
社外取締役	6名	提出会社	51	51	ー	ー

(注)
業績連動報酬については、2019年8月期の業績評価を加味する前の引当金として費用計上した金額を記載しております。実際の支給額については、個別の取締役の業績評価等に基づき算出・決定されます。なお、取締役
(社外取締役を除く。)の「長期業績連動報酬」は、2019年11月以降に割当てとなるため、当連結会計年度に
おいては発生しておりません。

＜役員ごとの連結報酬等の総額　ただし、連結報酬等の総額1億円以上であるもの＞

単位:百万円

氏名	報酬等の総額	基本報酬	短期業績連動報酬	長期業績連動報酬
柳井　正 (代表取締役)	400	240	160	ー
岡崎　健 (取締役)	135	90	45	ー

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につき、取締役は2019年11月28日開催の第58期定時株主総会において年額20億円(うち社外取締役分は年額60百万円)を上限額とすること(当社定款に定める取締役の上限人数は10人)、監査役は2003年11月26日開催の第42期定時株主総会において年額1億円を上限額とすること(当社定款に定める監査役の上限人数は7人)を決議しております。
社内取締役(社外取締役でない取締役をいい、以下同じとします。)の報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成されます。基本報酬は、各社内取締役の職務、責任、実績、当社への貢献度等の要素を基準として定められた各人のグレードに基づき、所定の報酬テーブルに応じて算出します。各社内取締役のグレードは、社外取締役及び社外監査役を主要な構成員とする指名報酬アドバイザリー委員会での協議を踏まえて、取締役会が決定します。
業績連動報酬は、短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬で構成され、それぞれ、対象期間における各社内取締役の実績に対する評価に基づき、所定の報酬テーブルに応じて算定し、上記指名報酬アドバイザリー委員会での協議を踏まえて、取締役会から信任を受けた代表取締役が、株主総会で承認を受けた報酬総額の枠内で決定します。
社外取締役の報酬は、年額10百万円の固定額としております。当該固定額は、取締役の個別の報酬額の決定につき取締役会から信任を受けた代表取締役が株主総会で承認を受けた報酬総額の枠内で決定しております。
監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポート体制については、社外取締役ならびに社外監査役が、その必要性を認めた場合、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など補助者として相応しい者を任命することとしております。現状では、法務部が事務局となってサポートを行っております。
また、社外取締役や社外監査役の求めに応じ、執行部門の責任者ならびに担当者が、適宜説明や情報提供を行っているほか、必要に応じて取締役会議案の事前説明や、重要意思決定会議体の議案内容を報告するなどの情報伝達を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題は取締役会にて決定しており、取締役9名のうち5名は社外取締役を選任することで、意思決定の公平性や透明性の向上を図っております。また、取締役会に常時参加する監査役6名(公認会計士2名、弁護士1名)のうち3名は社外監査役であり、取締役の職務遂行並びに意思決定の適法性を監査しております。また、取締役会から一定の範囲内で業務執行権限を委譲する執行役員制度の導入により、経営と執行の責任体制の明確化を図っております。社内取締役及び執行役員を構成メンバーとし、常勤監査役をオブザーバーとする経営会議(月曜会議)を週次で実施し、主として日常の業務執行に関わる事項の意思決定を行っております。なお、重要な事項については必要に応じて取締役会に報告・提案しております。

取締役の指名・報酬の決定に関し、2019年8月に指名報酬アドバイザリー委員会を設置いたしました。同委員会は任意の機関として、取締役及び監査役候補の要件・指名方針、取締役の報酬の決定方針、最高経営責任者(ＣＥＯ)の要件、サクセッションプランなど、ファーストリテイリングのガバナンスに関する重要事項を討議し、取締役会に助言します。

内部監査体制につきましては、執行部門から独立した監査部門として内部監査部門を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として法務部門を設置することで、内部牽制体制の強化を図っております。

会計監査の状況については、以下の通り、2019年8月期有価証券報告書にて開示をしております。

監査法人名：有限責任監査法人トーマツ
公認会計士氏名：大久保孝一、大谷博史、増田洋平

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレートガバナンス体制の強化の一環として、取締役会から一定の範囲内で業務執行権限を委譲する執行役員制度を採用することで、経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、迅速な経営を目指しています。また、取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しています。

当社は監査役会設置会社です。また、取締役会の機能を補完するために各種委員会を設置しています。委員会には人事委員会、サステナビリティ委員会、開示委員会、IT投資委員会、コードオブコンダクト委員会、企業取引倫理委員会、リスクマネジメント委員会、指名報酬アドバイザリー委員会および人権委員会があり、それぞれの委員会の目的を果たすべく迅速でオープンな討議・決定を行っています。委員会は、取締役（社外取締役）、監査役（社外監査役）、社外有識者、執行役員などが委員やオブザーバーとして出席しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社決算期は8月であり、他社と比較し、総会集中日を回避した形となっています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページにて、英文での招集通知を掲載しております。 https://www.fastretailing.com/eng/ir/stockinfo/meeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期毎に決算説明会を実施し、ホームページ上でも決算説明会の模様(録画)を動画、またはテキストで閲覧できるようになっております。 当社ホームページ IR情報 日本語版 https://www.fastretailing.com/jp/ir/ 英語版 https://www.fastretailing.com/eng/ir/	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ファクトブック、決算説明会資料、有価証券報告書、刊行物（アニュアルレポート(日本語版・英語版)、ビジネスレビュー、サステナビリティレポート）などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員を東京証券取引所における情報開示責任者とし、その下に情報開示担当部署である「IRチーム」を設置し、専任担当（部長含む）が、日常のIR活動に従事しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ファーストリテイリングの全従業員が遵守すべき「ファーストリテイリンググループ　コードオブコンダクト」を徹底しています。また、企業取引倫理委員会は、行動基準として、「優越的地位濫用防止ガイドライン」を制定することで、優越的地位を利用して取引先企業に不当な圧力を掛けるなどの行為を未然に防いでいます。生産現場には、「生産パートナー向けのコードオブコンダクトを導入し、取引先工場とともに適正な労働環境の整備や環境負荷の低減を図っています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ファーストリテイリンググループは、「世界No.1のアパレル情報製造小売業」になることを目標に掲げています。その実現のためには、ファーストリテイリンググループの成長とともに、事業に関わる社会・地球環境が持続的に発展することが前提条件と考えています。ファーストリテイリングは経営戦略の一環として、サステナビリティ活動のなかで6つの重点領域（マテリアリティ）を特定し、各領域で目標やコミットメントを掲げ、その達成に向けた活動を行っています。 1. 商品と販売を通じた新たな価値創造 ファーストリテイリンググループは、FAST RETAILING　WAY（FRグループ企業理念）のなかで「本当に良い服、今までにない新しい価値をもつ服を創造し、世界中のあらゆる人々に、良い服を着る喜び、幸せ、満足を提供します」という基本的な考え方を掲げています。 2. サプライチェーンの人権・労働環境の尊重 サプライチェーンで働くすべての人の基本的人権を尊重し、心身の健康や安心・安全を確保することが、最も重要な責務だと考えています。いかなる人権侵害（特に、児童労働や強制労働、ハラスメント、差別や暴力など）も容認しないという方針を取引先工場と共有し、遵守していただく仕組みを構築しています。ファーストリテイリングでは、すべての取引先工場に、ファーストリテイリングが策定した「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」への遵守を要請しています。「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」は、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準に沿っています。また、国連のビジネスと人権に関する指導原則など、グローバルレベルの人権原則や宣言に沿って、この分野での責任を果たしていきます。 3. 環境への配慮 ファーストリテイリングは、事業活動における自社とサプライチェーン全体であらゆる無駄をなくし、資源の有効活用を推進していきます。地球環境の負荷の低減に貢献すると同時に、革新的な技術を積極的に活用することで、持続可能なビジネスを構築します。環境分野において以下の5つの領域に注力しています。 ・気候変動への対応 ・エネルギー効率の向上 ・水資源の管理 ・廃棄物管理と資源効率の向上 ・化学物質管理 4. コミュニティとの共存・共栄 国際社会は現在、環境負荷の増大、貧困、難民問題、人種差別、テロ、地域紛争など数多くの社会的課題に直面しています。グローバルで事業を展開しているファーストリテイリングは、一企業として、このような社会的課題の解決に積極的に取り組んでいます。各コミュニティの経済状況、社会状況が安定していなければ、小売業は成り立ちません。生産拠点も同様です。ファーストリテイリングは、地域コミュニティとの共存・共栄をめざし、自社が持つ店舗・人材・商品・ノウハウなどを活用し、コミュニティへの貢献活動を積極的に行っていきます。 5. 従業員の幸せ 企業活動の主役は人です。ファーストリテイリングは、FAST RETAILING　WAY（FRグループ企業理念）のなかで、従業員が共有すべき価値観として、「個の尊重、会社と個人の成長」を掲げています。会社が成長するとともに、従業員一人ひとりが仕事を通じて、プロフェッショナルな能力・スキルを高め、いきいきと働くことで、個人としての成長をめざします。これを推進するために、「従業員エンゲージメント方針」を策定し、1）機会均等と多様性の推進、2）従業員教育と育成、3）従業員の健康と安心・安全な職場環境の3つの領域に焦点をあてた活動を行っています。 6. 正しい経営 「服を変え、常識を変え、世界を変えていく」というコーポレートステートメント（企業理念）を掲げるファーストリテイリングは、「世界No.1のアパレル情報製造小売業」を目標とした事業拡大とともに、服のビジネスを通じたサステナビリティ活動を通して、お客様、取引先、株主の皆様をはじめとするすべてステークホルダーからのご要望に応える、迅速で透明性のある経営体制をめざしています。 これを実現するために、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。当社は監査役制度を基礎とし、取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しています。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と業務執行の機能の分離を図り、迅速な経営判断・業務執行を行っています。このほか、取締役会の機能を補完するために、人事委員会、サステナビリティ委員会、開示委員会、IT投資委員会、コードオブコンダクト委員会、企業取引倫理委員会、指名報酬アドバイザリー委員会および人権委員会を設け、それぞれの委員会の目的を果たすべく迅速でオープンな討議・決定を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記サステナビリティ活動等については、当社ホームページでの情報提供を実施しており、2006年度よりサステナビリティレポート（ＣＳＲレポート）も発行しており、外部への情報発信も強化しております。 当社ホームページ　サステナビリティ情報 日本語版 https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/ 英語版 https://www.fastretailing.com/eng/sustainability/

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ全体として、適法、適正且つ効率的な事業活動を行うために、事業活動の基本方針を定めた「経営理念」、及び「FAST RETAILING WAY」、並びに企業倫理・コンプライアンスの基本姿勢を定めた「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」の徹底を図るとともに、内部統制システムを構築します。

A. FRグループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社並びに当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ（以下「FRグループ」といいます。）各社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」といいます。）、「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」といいます。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、FRグループにおける企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて、各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。
⑵ 当社は、法務部門担当執行役員または法務部長をコンプライアンス責任者として任命し、FRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めます。
⑶ 当社は、社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図ります。当社及びFRグループ各社の監査役は、自己が監査役に就任している会社の取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができます。また、当社及びFRグループ各社の取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社及びFRグループ各社の取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

B. FRグループの従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社及びFRグループ各社の従業員が、経営理念、FRWAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓発を当社及びFRグループ各社の従業員に行い、これを遵守させます。
⑵ 当社は、FRグループの内部統制システムの監査を行う監査部門と、FRグループのコンプライアンスの統括部署として法務部門を設置します。
⑶ 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告し、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。
⑷ 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員が利用可能な社内通報システム（以下「ホットライン」といいます。）を整備・運用します。
⑸ 弁護士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制とホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行います。当社及びFRグループ各社の取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べ、改善を求めることができます。

C. FRグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社及びFRグループ各社の取締役等の職務執行に係る以下の文書については、法令・定款のほか、取締役会規程、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、法令上要求される保管期間内は閲覧可能とします。
■ 株主総会議事録と関連資料
■ 取締役会議事録と関連資料
■ 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
■ その他重要な従業員が主催する重要な会議の議事録と関連資料

D. FRグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社は、FRグループ各社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断もしくは停止させる可能性、または当社及びFRグループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、その管理体制を整えます。
⑵ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

E. FRグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社及びFRグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社において、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、FRグループ各社（取締役会の存在会社に限ります。）においても、取締役会を法律に従って適切に開催します。
⑵ 当社及びFRグループ各社は、各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に当社代表取締役を議長とする経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。
⑶ 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、当社取締役会決議により定められた各執行役員の職務分掌に従い、効率的かつ適正に行います。

F. FRグループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社及びFRグループ各社の財務報告について信頼性及び資産の取得・保管・処分の適正さを確保するためのシステム及び継続的にモニタリングする体制を整備します。また、開示委員会を設置し、当社及びFRグループ各社が適時適正な情報開示を行う体制を整備します。

G. 当社及びFRグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社及びFRグループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトをFRグループ各社に適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FRグループ各社で諸規程を定めます。
経営管理については、FRグループ各社の経営の自主性・自律性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、重要案件の当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行います。
FRグループ各社の取締役等は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。
⑵ FRグループ各社の取締役等は、経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国の企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上の問題がある場合、監査部門または法務部門に報告します。報告を受けた監査部門または法務部門は監査役、代表取締役、及びコンプライアンス

責任者に、改善を求めることができます。

H. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びに当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員または弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命します。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役等からの独立性を確保します。
⑵ 監査役補助者は当社業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令下で業務を遂行します。

I. 当社及びその子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に都度報告します。前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員並びにFRグループ各社の監査役に対して報告を求めることができます。
⑵ 当社及びFRグループ各社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保します。監査役は、監査役に対する当社及びFRグループ各社の取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べ、改善を求めることができます。
⑶ 当社は、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員に対し、監査役へ報告を行った者を当該報告を理由として不利に取扱うことを禁止することを周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理体制を整備します。
⑷ 監査役は、会計監査人、監査部門及びFRグループ各社の監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を随時開催し、緊密な連携を図ります。

J. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

K. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事項の審議ないし報告状況を直接認識し、必要に応じて意見を述べることができる体制とします。
⑵ 代表取締役は監査役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

L. 反社会的勢力排除に向けた体制整備
当社は、FRコードオブコンダクトにおいて以下の内容を定め、役員及び従業員に徹底することにより反社会的勢力との関係断絶を実行します。
⑴ 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ってはならず、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭を渡すことで解決を図ってはならないものとします。
⑵ 会社または自らの利益のために、反社会的勢力を利用してはならないものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、FRコードオブコンダクトにおいて以下の内容を定め、役員及び従業員に徹底することにより反社会的勢力との関係断絶を実行します。
⑴ 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ってはならず、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭を渡すことで解決を図ってはならないものとします。
⑵ 会社または自らの利益のために、反社会的勢力を利用してはならないものとします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。